

# 鳥取県中部地域 循環型社会形成推進地域計画

策定	平成26年12月24日
第1回変更	平成28年1月12日
第2回変更	平成28年12月27日

鳥取県 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町

鳥取中部ふるさと広域連合

# 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
(4) 生活排水処理の目標	6
3 施策の内容	7
(1) 発生抑制、再使用の推進	7
(2) 処理体制	12
(3) 処理施設等の整備	15
(4) 合併浄化槽の整備	15
(5) 施設整備に関する計画支援事業	15
(6) その他の施策	16
4 計画のフォローアップと事後評価	17
(1) 計画のフォローアップ	17
(2) 事後評価及び計画の見直し	17
添付資料 1 対象地域図	18
添付資料 2 一般廃棄物（ごみ）の処理の現状と目標の設定に関するグラフ	19
添付資料 3 現在のごみの分別区分	20
添付資料 4 現有処理施設の概要	21
様式 1	23
様式 1 添付資料 1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）	26
様式 1 添付資料 2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水）	27
様式 1 添付資料 3 地域内の施設現況と予定（焼却施設、資源化施設、最終処分場）	28
様式 1 添付資料 4 地域内の施設現況と予定（し尿処理施設）	28
様式 1 添付資料 5 地域内の施設現況と予定（生活排水）	29
様式 2	34
様式 3	35
参考資料様式 3	40
参考資料様式 5	41
参考資料様式 6	46

## 鳥取中部地域 循環型社会形成推進地域計画

倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町

申請日 平成 26 年 12 月 25 日

### 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

#### (1) 対象地域

構成市町村名 : 鳥取県 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町  
面積 : 780.6 km<sup>2</sup> (鳥取県勢要覧 平成 25 年度版)  
人口 : 108,187 人 (各市町住民基本台帳 平成 25 年 10 月 1 日現在)

(内訳)

市町名	倉吉市	湯梨浜町	三朝町	北栄町	琴浦町	合計
面積 (km <sup>2</sup> )	272.15	77.95	233.46	57.15	139.92	780.63
人口 (人)	49,339	17,506	6,928	15,746	18,668	108,187

#### (2) 計画期間

本計画は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

#### (3) 基本的な方向

本地域は鳥取県の中央部に位置し、天神川河口から東西に連なる海岸砂丘地域、雄大に広がる田園地域、大山国立公園及び中国山脈に連なる森林地域など豊かな自然環境に恵まれている。また、20 世紀梨・スイカ・芝などの農作物、和牛・ブロイラーなどの畜産物及び三朝温泉・白壁土蔵群などの観光資源などを活かし、倉吉市を中心とした経済圏・文化圏が形成されている。

本地域では、ごみの出し方と区分を統一して分別の徹底を図り、ごみ袋の有料化などによる排出抑制などの取り組みを行っている。また、平成 25 年度には既存の最終処分場の延命化等を目的として「鳥取県中部圏域ゼロ・エミッション推進計画」を策定し、新たな一般廃棄物処理システムの構築及び最終処分場の延命を目的に焼却灰及び小型家電のリサイクルの可能性を検討している。

既存のごみ処理施設としては、ほうきりサイクルセンター(中間処理施設)では、平成 24 年～平成 26 年に基幹的設備改良事業がなされ、今後も引き続き利用する計画である。クリーンランドほうき(最終処分場)は、平成 31 年度中に既存の最終処分場が満杯になると予測される

ことから、最終処分場を増設し安定的な処分を継続していく必要が生じている。

また、生活排水による公共用水域の汚濁防止のため、下水道事業認可区域外及び集落排水事業区域外において、合併浄化槽の整備を進める。

**【参考：市町村合併の経過】**

平成 16 年 09 月 01 日	琴浦町(東伯町と赤碕町が合併)
平成 16 年 10 月 01 日	湯梨浜町誕生(羽合町、泊村及び東郷町が合併)
平成 17 年 03 月 22 日	(新)倉吉市誕生(倉吉市と関金町が合併)
平成 17 年 10 月 01 日	北栄町誕生(北条町と大栄町が合併)

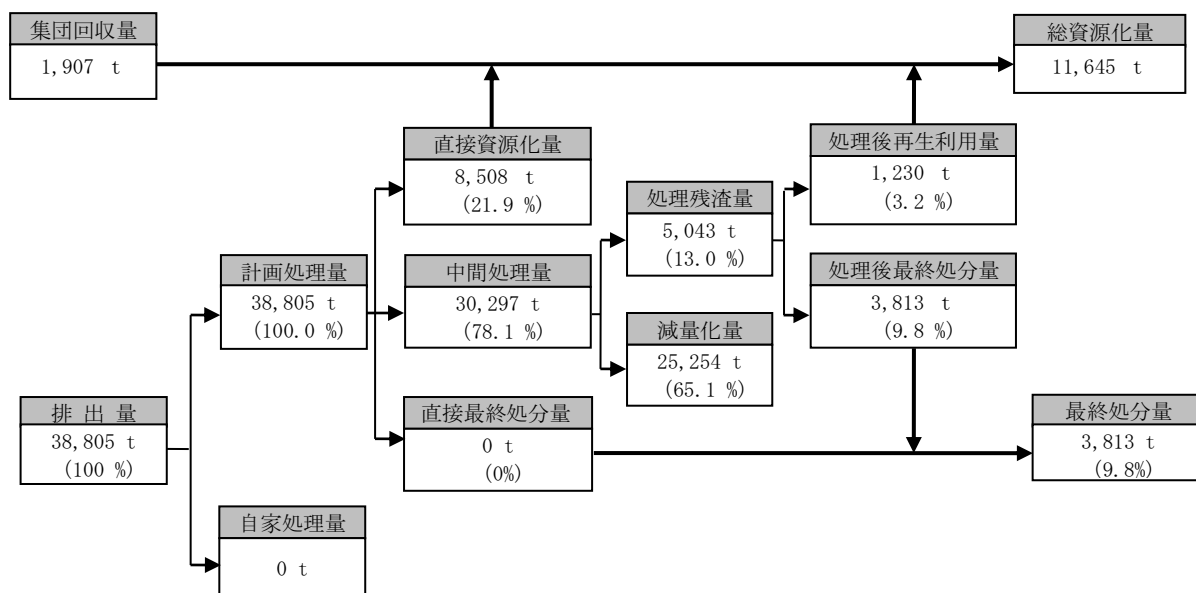
## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 25 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、40,712t であり、再生利用される「総資源化量」は 11,645t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）÷（ごみの総処理量＋集団回収量））は約 29%である。

中間処理による減量化量は 25,254t であり、集団回収量を除いた排出量の約 65%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 9.8%にあたる 3,813t が最終処分されている。



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。

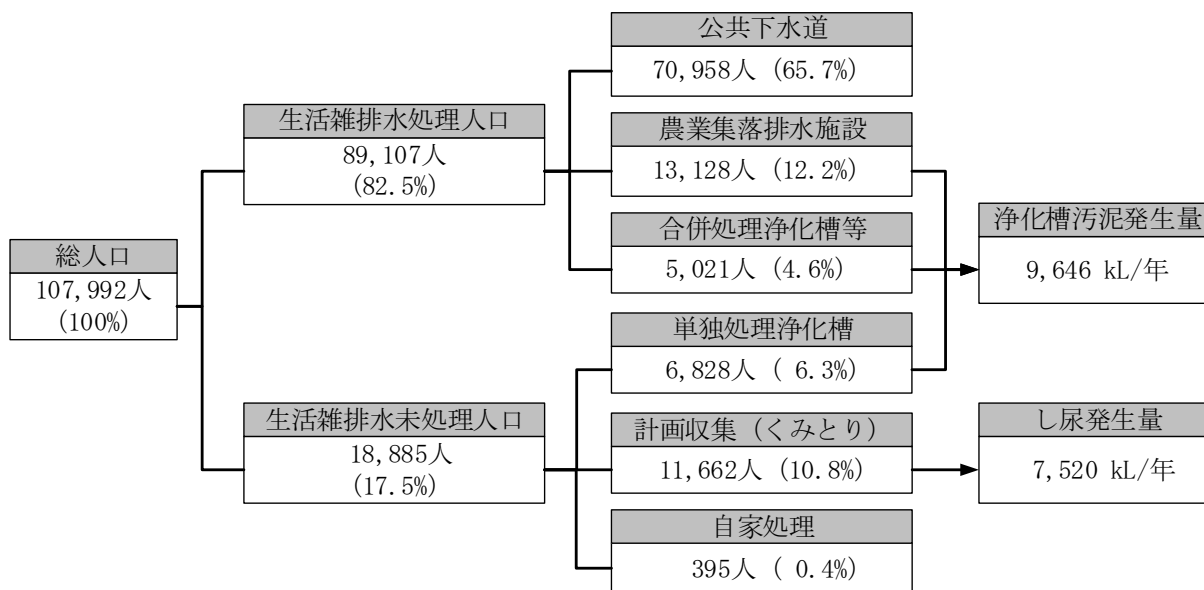
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 25 年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 25 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 に示すとおりである。

生活排水処理対象人口は 107,992 人であり、生活雑排水処理人口（水洗化人口）は 89,107 人、汚水衛生処理率は 82.5%である。

し尿発生量は 7,520kL/年、浄化槽汚泥発生量は 9,646kL/年、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 17,166kL/年である。



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 25 年度）

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。目標達成時の一般廃棄物の処理状況フローは図 3 に示すとおりである。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※ <sup>1</sup> ) (平成 25 年度)	目標 (割合※ <sup>1</sup> ) (平成 32 年度)	
排出量	事業系	総排出量 1 事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	16,789 t 1.66 t/事業所	16,334 t (-2.7%) 1.59 t/事業所 (-4.2%)
	家庭系	総排出量 1 人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	22,016 t 182.3 kg/人	18,779 t (-14.7%) 174.3 kg/人 (-4.4%)
	合計	事業系家庭系排出量合計	38,805 t/年	35,113 t/年 (-9.5%)
再生利用量	直接資源化量	8,508 t (21.9%)	7,837 t (22.3%)	
	総資源化量	11,645 t (28.6%)	10,481 t (28.6%)	
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	—	—	
減量化量	中間処理による減量化量	25,254 t (65.1%)	22,739 t (64.8%)	
最終処分量	埋立最終処分量	3,813 t (9.8%)	3,430 t (9.8%)	

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2 (1 事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

#### 《指標の定義》

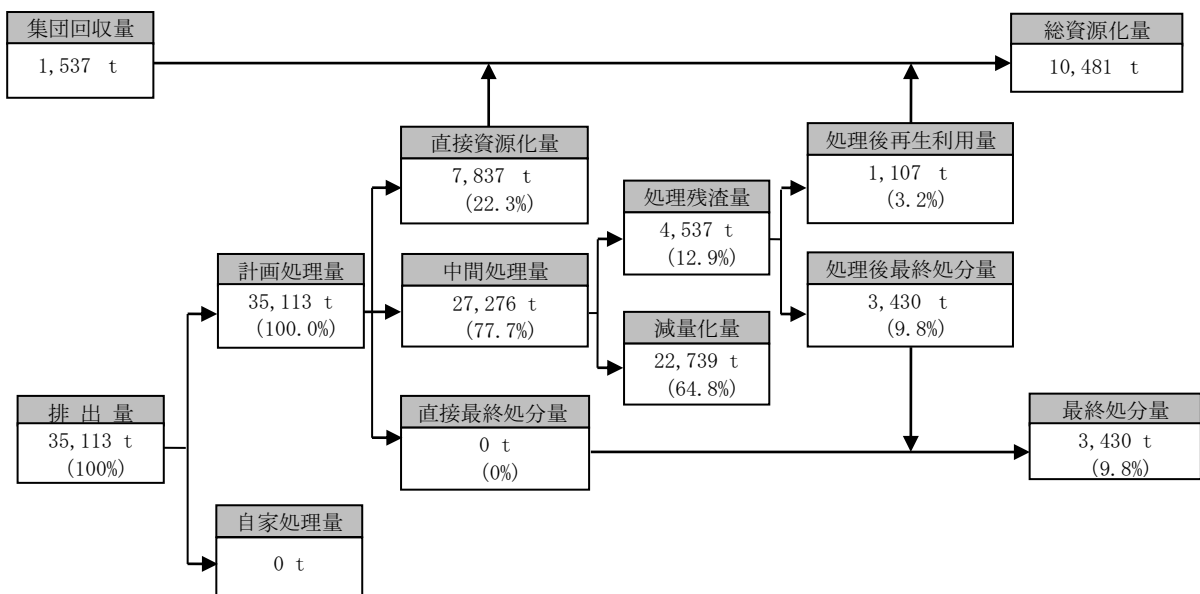
排 出 量：事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収量を除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]



※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。

図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成 32 年度)

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等の整備を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成 25 年度実績	平成 32 年度目標
処理形態別人口	公 共 下 水 道	70,958 人 ( 65.7 %)	74,524 人 ( 72.6 %)
	農 業 集 落 排 水 施 設	13,128 人 ( 12.2 %)	12,689 人 ( 12.4 %)
	合 併 処 理 浄 化 槽 等	5,021 人 ( 4.6 %)	4,414 人 ( 4.3 %)
	未 処 理 人 口	18,885 人 ( 17.5 %)	11,063 人 ( 10.8 %)
合 計		107,992 人 (100.0 %)	102,690 人 (100.0 %)
し尿・汚泥の量	汲 み 取 り し 尿 量	7,520 kL	4,070 kL
	浄 化 槽 汚 泥 量	9,646 kL	7,977 kL
	合 計	17,166 kL	12,047 kL

※数値は四捨五入表記しているため、合計と一致しない場合がある。



### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

###### ◆有料化の実施及び料金改正

###### 【各市町での取り組み】

家庭系ごみの可燃ごみについてごみ袋を有料化している。今後一層のごみ排出量の削減を図るため、家庭系ごみの粗大ごみにおける有料化を検討している。

###### 【広域連合での取り組み】

事業者自己責任の徹底と事業系ごみの排出抑制対策として事業系ごみの処理を有料化している。今後一層のごみ排出量の削減を図るため、ごみ処理手数料の改正を検討している。

##### イ 環境教育

###### ◆社会科副読本の配布

###### 【倉吉市での取り組み】

社会科副読本を配布し、ごみ減量・分別に関する授業を実施している。

###### ◆こどもエコクラブの推進

###### 【各市町での取り組み】

こどもエコクラブを推進しエコチェック、リサイクル活動等、子どもたちが主体的に行う環境学習活動を支援している。

###### ◆社会科見学等

###### 【広域連合での取り組み】

ほうきリサイクルセンターで社会科見学、住民施策等の対応を行っている。

##### ウ 普及啓発

###### ◆分別区分の統一

###### 【各市町、広域連合での取り組み】

ごみの分別区分を統一し、冊子「ごみの区分と出し方」を作成している。また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて分別区分等の見直しを行っている。

###### 【各市町での取り組み】

冊子「ごみの区分と出し方」は各家庭、各事務所に配布し分別の徹底を図っている。

◆分別収集の普及啓発

【各市町、広域連合での取り組み】

ごみ減量・分別・適正処理を徹底するため、広報・ケーブルテレビ・インターネット等  
を利用し普及啓発を行っている。

◆ごみ分別説明会・講習会の実施

【各市町での取り組み】

ごみ分別を推進するため、各地区で分別説明会や講習会を実施している。

◆事業者啓発の推進

【各市町、広域連合での取り組み】

年に数回、事業系ごみの抜き打ち調査を行い、不適切事項があれば必要な指導助言を行  
っている。

エ 助成

◆家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業

【湯梨浜町、三朝町での取り組み】

家庭用生ごみ処理機購入に要する経費に対し補助金を交付している。

【琴浦町での取り組み】

今後、生ごみ処理機購入補助金の導入を検討している。

◆ごみ集積場設置への補助事業

【各市町での取り組み】

各地区のごみステーション設置に要する経費に対し補助金を交付している。

◆団体回収報奨金事業

【各市町での取り組み】

子ども会、女性団体等がリサイクル活動等で回収した資源ごみ量に応じて、報奨金を支  
出している。

## オ マイバッグ運動、レジ袋対策

### ◆マイバッグ運動の推進、レジ袋削減の取り組み

#### 【各市町での取り組み】

- ・ 中部地域ノーレジ袋推進協議会に加入し、商工会・婦人会などと協力してマイバッグ運動を展開している。
- ・ スーパー等の関係団体と協力し、毎月 10 日を「レジ袋デー」としてレジ袋の削減の取り組みを展開している。
- ・ 県や消費者団体と連携し、「ノーレジ袋デー」にスーパー等の各店舗でマイバッグの普及啓発に関する広報宣伝活動を実施している。

## カ 生ごみ減量

### ◆生ごみ減量への取り組み

#### 【各市町、広域連合での取り組み】

生ごみの水切り徹底の啓発等の取り組みを実施している。

#### 【湯梨浜町での取り組み】

移動式生ごみ処理機により公共施設から出る生ごみの減量化対策事業を実施している。

また、一部協力地区では生ごみの分別回収を実施している。

## キ 再使用

### ◆再使用の促進

#### 【北栄町での取り組み】

- ・ 「ゆずります・ゆずってくださいコーナー」を設置し、不要物の有効利用を図っている。
- ・ 古本をリサイクルステーションで回収し、状態のいい古本は町立図書館で無料配布し、有効利用を図っている。

#### 【琴浦町での取り組み】

リターナブル食器の使用を推進するため、平成 27 年度から試験的に町内のイベントや各種行事等でリターナブル食器を使用する事業者に対して補助を実施することとしている。

なお、平成 27 年度の試験結果を踏まえて、再来年度以降の取り組みの検討を行うこととしている。

### ◆再使用品の展示・抽選

#### 【広域連合での取り組み】

ほうきリサイクルセンターで廃棄物の修理・展示を行い、希望者に譲り渡しリユースを促進している。

## ク 再生利用

### ◆インクカートリッジの回収

#### 【各市町での取り組み】

インクカートリッジを資源として再生利用を進める「里帰りプロジェクト」を実施している。

### ◆廃食用油の回収

#### 【倉吉市、湯梨浜町、北栄町、琴浦町での取り組み】

家庭、公共施設等から出る廃食用油を精油し、公用車等の燃料として再生利用を行っている。

### ◆ペットボトルキャップの回収

#### 【湯梨浜町、北栄町、琴浦町での取り組み】

家庭、公共施設等から出るペットボトルキャップを回収し再生利用の促進を図っている。

### ◆スチール缶とアルミ缶の分別回収

#### 【湯梨浜町、三朝町での取り組み】

分別収集の見直しにより、スチール缶・アルミ缶の分別回収、資源化、再生利用の促進を図っている。分別回収したものは、金属回収業者が引き受けている。

### ◆ガラスビンの回収

#### 【各市町、広域連合での取り組み】

ガラスビンを分別回収し、資源化、再生利用の促進を図っている。分別回収したものは、地元民間企業が再生品加工原料として引き受けている。

### ◆紙類回収

#### 【各市町での取り組み】

ダイレクトメール、包装紙等の雑紙について資源化の啓発の取り組みを進めている。

#### 【広域連合での取り組み】

ほうきりサイクルセンターにごみを直接持ち込みする一般者、事業者に対し分別指導を行いながら紙類の分別回収を行い、再生利用の促進を図っている。また、ごみ分別及び減量化への協力を呼びかけている。

#### ◆マテリアルリサイクルの推進

##### 【倉吉市、琴浦町での取り組み】

希少金属が含まれる入れ歯の回収を行いマテリアルリサイクルの推進を図っている。

##### 【北栄町での取り組み】

使用済みの割り箸の回収を行いマテリアルリサイクルの推進を図っている。

##### 【各市町、広域連合での取り組み】

希少金属(レアメタル等)が含まれる小型家電のマテリアルリサイクルを推進するため、平成 25 年から各市町でボックス回収、平成 26 年から各市町の一部の地区を対象にステーション収集を実施している。平成 27 年からは、各市町における全地区を対象にステーション収集を実施することとしている。

#### ◆リサイクルステーションの設置

##### 【北栄町での取り組み】

資源物を回収するためにリサイクルステーションを設置し、ごみ減量、リサイクル率の向上を図っている。

#### ◆焼却灰リサイクルの推進

##### 【広域連合での取り組み】

最終処分量の半数を占める焼却灰のリサイクルの可能性を検討し、最終処分場の延命化を図ることとしている。

### ケ 生活排水対策

#### ◆生活排水対策の推進

##### 【各市町での取り組み】

- ・ 合併浄化槽設置を推進する。
- ・ 供用開始した下水道・集落排水への接続の推進を図る。
- ・ 生活排水処理への理解を深めてもらうための、見学会を実施する。

##### 【湯梨浜町、三朝町、北栄町での取り組み】

公共下水道、集落排水処理施設整備を進める。

##### 【倉吉市、琴浦町での取り組み】

公共下水道処理施設整備を進める。

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

本地域での現在及び将来の分別区分及び処理方法は、表 3 に示すとおりである。

鳥取中部ふるさと広域連合（以下、「広域連合」という。）では、市町村合併以前より分別収集区分を統一し、可燃ごみ、不燃ごみの統一処理を行っている。また、小型家電については、平成 25 年 4 月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下、「小型家電リサイクル法」という。）が施行されたことを受けて、平成 25 年から各市町でボックス回収、平成 26 年から各市町の一部の地区を対象にステーション収集を行っている。さらに、平成 27 年からは各市町における全地区を対象にステーション収集を行うこととしている。

可燃ごみ、不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、びん類、缶類（湯梨浜町、三朝町、琴浦町以外）、直接搬入されるペットボトルは、ほうきリサイクルセンターで焼却処理及び破碎処理等を行い、減容化又は資源化されている。

一部の缶類（湯梨浜町、三朝町、琴浦町）、一部のびん類（ほうきリサイクルセンターに搬入され、処理されたものを含む）、紙布類、牛乳パック、発泡スチロールトレイ、ペットボトル、廃食用油（三朝町以外）、生ごみ（湯梨浜町）については、資源回収業者へ売却又は処理委託している。小型家電については、小型家電リサイクル法で定められた認定事業者に引き渡している。

ほうきリサイクルセンターから排出される処理残渣は、クリーンランドほうきで最終処分されている。しかし、クリーンランドほうきの埋立期間は平成 31 年中と予測されており、処理残渣の処分を継続させていくため、最終処分場を増設する計画である。また、最終処分場の延命化（最終処分量の削減）のため、焼却灰のリサイクルについて検討している。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は、家庭ごみの分別区分に準じて許可業者が収集又は排出事業者により処理施設へ直接持ち込まれたものを有料で処理している。

今後は、事業者自己処理責任の徹底と事業系ごみの排出抑制対策として料金の見直しを検討する。

## ウ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、公共下水道事業及び集落排水事業等を推進するとともに、引き続き、下水道事業許可区域外及び集落排水事業区域外において合併浄化槽の整備を進める。

現在、し尿、浄化槽汚泥（集落排水処理施設の汚泥も含む。）については、広域連合のし尿処理施設において処理している。広域連合のし尿処理施設から排出される汚泥については、ほうきリサイクルセンターにて焼却処理し、クリーンランドほうきにて最終処分することとしている。なお、琴浦町の町有施設から排出される汚泥については民間業者にてリサイクルを行っている。

## エ 今後の処理体制の要点

- ・ 処理残渣の埋立を継続させていくため既存の最終処分場を増設する。
- ・ 最終処分量を削減するため、焼却灰のリサイクルについて検討する。
- ・ 公共下水道及び農業集落排水施設が整備されていない地域において合併処理浄化槽の設置を推進する。

表 3 ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

分別区分		現状 (平成 25 年度)							
		処理方法	処理施設等	処理実績 (t/年)					合計
				倉吉	湯梨浜	三朝	北栄	琴浦	
可燃ごみ		焼却	ほうきリサイクルセンター (焼却施設)	13,958	3,866	1,517	3,161	4,485	26,987
可燃性粗大ごみ		破碎焼却	ほうきリサイクルセンター (焼却施設)	449	115	28	64	124	780
不燃ごみ		破碎選別	ほうきリサイクルセンター (不燃物処理施設)	443	136	73	129	161	942
不燃性粗大ごみ				202	68	23	78	48	419
缶類		選別	ほうきリサイクルセンター (不燃物処理施設)	169	0	0	32	0	201
		リサイクル	民間施設	0	40	25	0	61	126
びん類		リサイクル	民間施設	296	119	67	126	164	772
紙布類	紙類	リサイクル	民間施設	3,518	1,108	472	1,334	1,213	7,645
	布類	リサイクル	民間施設	68	26	15	32	36	177
牛乳パック		リサイクル	民間施設	8	9	1	2	2	22
発泡スチロールトレイ		リサイクル	民間施設	13	4	3	6	6	32
ペットボトル		リサイクル	民間施設	47	20	12	17	21	117
市町独自の取り組み (生ごみ、廃食用油等)		リサイクル	民間施設	115	112	314	26	17	584

分別区分		現状 (平成 32 年度)			推定処理量 (t/年)
		処理方法	処理施設等		
			一次処理	二次処理	
可燃ごみ		焼却	ほうきリサイクルセンター (焼却施設)	【焼却灰】 クリーンランドほうき (最終処分場)	24,263
可燃性粗大ごみ		破碎焼却			717
不燃ごみ		破碎選別	ほうきリサイクルセンター (不燃物処理施設)	【処理残渣】 クリーンランドほうき (最終処分場)	841
不燃性粗大ごみ					382
缶類		選別			178
		リサイクル	民間施設		121
びん類		リサイクル	民間施設		717
紙布類	紙類	リサイクル	民間施設		7,020
	布類	リサイクル	民間施設		163
牛乳パック		リサイクル	民間施設		19
発泡スチロールトレイ		リサイクル	民間施設		30
ペットボトル		リサイクル	民間施設		108
市町独自の取り組み (生ごみ、廃食用油等)		リサイクル	民間施設		552
小型家電		リサイクル	民間施設		199

※別添資料として広域連合での分別区分を添付した (添付資料 3 に示す)。



### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

前項(2)に示す処理体制で処理を行うために必要な施設は表4に示すとおりである。

表4 整備する廃棄物処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	(仮称)クリーンランド ほうき増設事業	約 36,000 m <sup>3</sup>	北栄町国坂 1607 番地 10	H30～H31

#### 【整備理由】

事業番号1 : 既存の最終処分場における残余容量の減少に伴う埋立容量の不足

### (4) 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備を表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成25年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	519	115	384	H27～H31

### (5) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	クリーンランドほうき最終処分場増設事業 に係る支援業務	実施設計及び発注仕様書作成 生活環境影響調査	H28～H29

## (6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

### ア ごみ減量推進員等の設置

#### ◆倉吉市、湯梨浜町、北栄町、琴浦町での取り組み

行政と住民をつなぐ地域の指導者として各地区にごみ減量推進員等を設置し、ごみ分別の徹底等に取り組んでいる。

### イ 環境パトロール

#### ◆各市町、広域連合での取り組み

各市町長や関係団体の代表者等が委託収集車に同行し、家庭ごみ分別・排出実態を調査している。また、調査結果を基にごみ分別の現状と課題を分析し、各市町における施策に反映させる。

### ウ スプレー缶等の適正処理の推進

#### ◆各市町、広域連合での取り組み

スプレー缶の穴あけの徹底、「缶」の日に排出の徹底等の対策により、ほうきりサイクルセンターでの破砕機爆破事故を防ぐ。

### エ 不法投棄対策

#### ◆各市町での取り組み

不法投棄の早期発見、未然防止のため、パトロール等の強化により、廃棄物の適正処理を推進している。

不法投棄が発見された場合には、早期回収に努めるとともに、不法投棄発見現場には不法投棄禁止看板等を設置し、不法投棄防止を図っている。

### オ 一斉美化活動

#### ◆各市町での取り組み

年1～2回程度の頻度で地域内の美化清掃（ごみ拾い）を行っている。

## カ 廃家電等のリサイクルに関する普及啓発

### ◆各市町での取り組み

各家庭に「ごみの区分と出し方」を配布し、普及啓発を行っている。

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行っている。

### ◆倉吉市での取り組み

廃家電のリサイクルを行う関連施設へのパトロールを実施し、廃家電の適正処理を推進している。

## キ 災害時の廃棄物に関する事項

### ◆各市町での取り組み

災害時に発生する廃棄物処理方針、仮置き場の設定等については、各市町が策定した防災計画に定めている。

### ◆各市町、広域連合での取り組み

廃棄物処理業者と協定を結び、災害時の廃棄物の円滑な処理を推進している。

## ク 東郷池水質浄化に関する取り組み

### ◆湯梨浜町での取り組み

東郷池の水質浄化を一層推進するため、地域住民や行政が水質浄化活動に取り組む。また、水草の堆肥化、東郷池地域住民や事業者が行う清掃等の環境保全活動を推進している。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

各市町及び広域連合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表する。また、必要に応じて鳥取県及び国と意見を交換しつつ、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。



添付資料2 一般廃棄物（ごみ）の処理の現状と目標

指標・単位		年度	過去の状況・現状					予測						
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
排出量	事業系	総排出量（トン）	14,121	15,539	15,835	15,917	16,789	16,401	16,400	16,388	16,380	16,369	16,351	16,334
		1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	1.51	1.50	1.56	1.60	1.66	1.65	1.64	1.63	1.62	1.61	1.60	1.59
	家庭系	総排出量（トン）	23,131	22,413	22,864	22,618	22,016	21,460	20,773	20,347	19,934	19,536	19,152	18,779
		1人当たりの排出量（kg/人）	178.7	174.5	180.8	180.9	182.3	181.2	180.1	178.9	177.8	176.6	175.5	174.3
	合計	事業系家庭系排出量合計（トン）	37,252	37,952	38,699	38,535	38,805	37,861	37,173	36,735	36,314	35,905	35,503	35,113
	再生利用量	直接資源化量（トン）	7,322	8,732	8,587	8,454	8,508	8,193	8,091	8,021	7,965	7,916	7,870	7,837
総資源化量（トン）		10,863	12,230	11,807	11,623	11,645	11,241	11,050	10,907	10,784	10,664	10,564	10,481	
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	24,976	24,183	25,163	24,983	25,254	24,744	24,253	23,945	23,640	23,338	23,038	22,739	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	3,727	3,748	3,806	3,962	3,813	3,734	3,659	3,613	3,566	3,520	3,475	3,430	

※1 （1事業所当たりの排出量） = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※2 （1人当たりの排出量） = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

添付資料 3 現在のごみの分別区分

分別区分		主な品目		出し方の注意
①可燃ごみ	生ごみ類	野菜・魚・肉等の調理くず、食べ残し、お茶がら、固めた食用油などの台所のごみ		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生ごみは、水切りを十分にする</li> <li>◆木片などは、厚さ5cm、幅10cm、長さ50cm以内にする ※長さ50cmを超えるものは、可燃性粗大ごみ</li> <li>◆金属のキャップ（ふた）は取り外す</li> </ul>
	紙くず類	ビニール、セロファン等が貼られた紙、紙くず、使い捨てカイロ、紙おむつ（汚物は取り除く）など		
	木くず類	少量の草（土は取り除く）、落ち葉、木片、植木の剪定枝など		
	布くず類	ハギレ、綿、布地、再生資源として不適当な布類		
	プラスチック類	ラーメン等のカップやプラスチック容器、調味料等の台所のプラスチック製品、プラスチック製のキャップ（ふた）		
②不燃ごみ	金属類	料理用器具（鍋、やかん、フライパン等）、金属キャップ（ふた）、アルミホイル、アルミ箱、包丁（刃物部分の保護を行う）		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一斗缶（23 cm×23 cm×35 cm）に入る大きさのもの</li> <li>◆腐敗、悪臭のする物は取り除き、軽く洗うこと。</li> <li>◆コード・ケーブル類は 50 cm以内に切断する</li> <li>◆傘、蛍光管は不燃ごみの基準を超えているが不燃ごみとして扱う</li> </ul>
	陶磁器類	茶碗・皿などの食器、土鍋、花瓶、七輪		
	ガラス類	化粧品のびん、中が洗いにくい食用油・ドレッシング等のびん・缶など、ガラスの食器類、割れた鏡・ガラスの破片（紙等に包んで）、電球、蛍光灯等		
	その他	小型電気器具（ドライヤー・アイロン・小型ラジオ）、かさ、乾電池、電気コード・ケーブル線、砥石、すずり、（一斗缶）に入る大きさのもの		
③びん類		ジュースびん、洋酒びん（日本酒の小びん等）、ドリンクびん、調味料等のびん ※一升びん・ビールびんは廃品回収又は酒屋さんへ		◆中を洗って、キセップ（ふた）を外して出す
④缶類		ビール・ジュース缶、菓子缶、缶詰（中身のないもの）ガスボンベやスプレー缶（穴を開けて）等		
⑤紙・布類	紙類	新聞、チラシ広告	ダイレクトメールなどは、取り除き、ビニール袋は可燃、冊子は雑誌類に出してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆紙類は分類ごとに紐などで結んで出す</li> <li>◆牛乳パック類は洗って乾かして出す</li> <li>◆発泡スチロール、トレーは汚れをおとして出す</li> </ul>
		雑誌	カタログ、パンフレット、包装紙、箱類、郵便物、単片の紙、雑誌など	
	ダンボール	ボール紙は雑誌類で		
布類		古着（化繊の衣類も含む）、毛布		
⑥牛乳パック		1,000ml・500ml の牛乳・ジュース類パック		
⑦発泡スチロールトレー		食用品トレー、発泡スチロール容器、電気製品などの包装材発泡スチロール		
⑧ペットボトル		飲料用、酒類（日本酒、焼酎、ウイスキー、本みりんなど）、しょう油のペットボトル		
⑨可燃性粗大ごみ		木製の家具、畳、障子戸、カーペット、じゅうたん、布団、電気毛布、電子カーペット、ポリタンク等のプラスチック製品		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆縦横80cm×長さ2m以内</li> <li>◆木竹は直径10cm以下で長さ2m以内</li> </ul>
⑩不燃性粗大ごみ		家庭用電気製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、衣類乾燥機、パソコンを除く）電気こたつ（電熱器具を外せば可燃性粗大ごみ）、ワープロ、一斗缶、自転車、三輪車、一輪車、車椅子、乳母車、物干し竿（2m以内）金属製の家具		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一斗缶（23cm×23cm×35cm）に入らない大きさで、縦横80cm×長さ2m以下のもの</li> <li>◆家電品等を買替える時は、販売店へ引取りを依頼する</li> </ul>
⑪小型家電		小型家電リサイクル法施行令 第1条に定める制度対象品目（28の分類）		
<p>※1 家電リサイクル法の施行にともない「テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、冷凍庫、衣類乾燥機」は、不燃性粗大ごみでは収集しません。次のような方法で処分してください。（すべての場合に、リサイクル料金と収集運搬料金がかかります。）</p> <p>◎その製品を購入した小売店に引き取りを依頼する。</p> <p>◎買い替えをする小売店に引き取りを依頼する。</p> <p>◎郵便局でリサイクル券を購入し、持ち込む。</p>				
<p>※2 また、家庭系パソコンリサイクルにともない「パソコン」は不燃性粗大ごみでは収集しません。パソコンのメーカー名と種類を確認しメーカーへ引き取りを依頼する。</p>				
<p>※3 小型家電リサイクル法が平成25年4月に施行されたことを受けて分別回収を実施しています。</p>				

※出典：ごみ分別収集てびき ごみの区分と出し方、鳥取中部ふるさと広域連合

添付資料 4 現有処理施設の概要（その1）

【焼却施設】

(1) ほうきりサイクルセンター

	概 要
所 在 地	鳥取県倉吉市巖城 1637 番地 9
主 体 名	鳥取中部ふるさと広域連合
処 理 対 象 物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣
竣 工 年 月	平成 8 年 3 月
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉
公 称 処 理 能 力	200t/日 (100t/日×2 炉)

【不燃物処理施設】

(2) ほうきりサイクルセンター

	概 要
所 在 地	鳥取県倉吉市巖城 1637 番地 9
主 体 名	鳥取中部ふるさと広域連合
処 理 対 象 物	不燃ごみ、びん、缶、不燃性粗大ごみ
竣 工 年 月	平成 8 年 3 月
処 理 方 式	回転式破碎機
公 称 処 理 能 力	45t/5 時間

【容器包装リサイクル施設】

(3) リサイクルステーション

	概 要
所 在 地	鳥取県倉吉市巖城 1637 番地 9
主 体 名	鳥取中部ふるさと広域連合
処 理 対 象 物	ペットボトル
竣 工 年 月	平成 12 年 11 月
処 理 方 式	光学式選別+油圧圧縮+PP バンド自動結束式
公 称 処 理 能 力	1t/5 時間

【最終処分場】

(4) クリーンランドほうき

	概 要
所 在 地	鳥取県東伯郡北栄町国坂 1607 番地 10
主 体 名	鳥取中部ふるさと広域連合
処 理 対 象 物	焼却残渣（主灰、飛灰）、不燃性残渣、し尿処理汚泥焼却残渣
処 理 方 式	セル方式
竣 工 年 月	平成 15 年 3 月
埋立容量（埋立面積）	56,000 m <sup>3</sup> （17,900 m <sup>2</sup> ）

【し尿処理施設】

(5) 中部クリーンセンター

	概 要
所 在 地	鳥取県倉吉市小田 468-1
主 体 名	鳥取中部ふるさと広域連合
処 理 対 象 物	し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥
竣 工 年 月	平成 4 年 3 月



様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 27 年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	鳥取県中部地域	(2) 地域内人口	108, 187 人	(3) 地域面積	780. 63km <sup>2</sup>
(4) 構成市町村等名	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町 (鳥取中部ふるさと広域連合)	(5) 地域の要件*	人口 (○) 面積 (○) 沖繩 離島 奄美 (○) 豪雪 (○) 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	・組合を構成する市町村：倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町 ・設立年月日：平成 10 年 4 月 1 日設立				

\* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目標	
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 32 年度	
排 出 量	事業系	総排出量 (トン)	14, 121	15, 539	15, 835	15, 917	16, 789	16, 334
		1 事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	1. 51	1. 50	1. 56	1. 60	1. 66	1. 59
	家庭系	総排出量 (トン)	23, 131	22, 413	22, 864	22, 618	22, 016	18, 779
1 人当たりの排出量 (kg/人)		178. 7	174. 5	180. 8	180. 9	182. 3	174. 3	
	合計	事業系家庭系排出量合計 (トン)	37, 252	37, 952	38, 699	38, 535	38, 805	35, 113
再 生 利 用 量	直接資源化量 (トン)		7, 322	8, 732	8, 587	8, 454	8, 508	7, 837
	総資源化量 (トン)		10, 863	12, 230	11, 807	11, 623	11, 645	10, 481
熱 回 収 量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)		-	-	-	-	-	-
中 間 処 理 に よ る 減 量 化 量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)		24, 976	24, 183	25, 163	24, 983	25, 254	22, 739
最 終 処 分 量	最終処分量 (トン)		3, 727	3, 748	3, 806	3, 962	3, 813	3, 430

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した (様式 1 添付資料 1 に示す)。

### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始 年月	更新・廃止 予定年月	更新・廃止理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
焼却施設 (ほうきりサイクルセンター)	鳥取中部ふるさと 広域連合	全連続式	有	100t/日 ×2 炉	H8.4	継続使用					
不燃物処理施設 (ほうきりサイクルセンター)	鳥取中部ふるさと 広域連合	破碎・選別	有	45t/5h	H8.4	継続使用					
容器包装リサイクル施設 (リサイクルステーション)	鳥取中部ふるさと 広域連合	選別・圧縮・梱包	有	1t/5h	H12.4	継続使用					
最終処分場 (クリーンランドほうき)	鳥取中部ふるさと 広域連合	セル方式	有	56,000 m <sup>3</sup>	H15.4	H32.3	残余容量の減少	セル方式	H32.4	36,000 m <sup>3</sup>	—

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した（様式1 添付資料3、4）。また、各施設の概要書を添付した。（添付資料4）

### 4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状					目標
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成32年度
総人口		111,799	110,913	110,008	109,178	107,992	102,690
公共下水道	污水衛生処理人口（人）	66,510	66,996	68,736	69,814	70,958	74,524
	污水衛生処理率（%）	59.5%	60.4%	62.5%	63.9%	65.7%	72.6%
集落排水施設等	污水衛生処理人口（人）	13,509	13,501	13,497	13,277	13,128	12,689
	污水衛生処理率（%）	12.1%	12.2%	12.3%	12.2%	12.2%	12.4%
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口（人）	5,939	5,890	5,694	5,132	5,021	4,414
	污水衛生処理率（%）	5.3%	5.3%	5.2%	4.7%	4.6%	4.3%
未処理人口	污水衛生未処理人口（人）	25,841	24,526	22,081	20,955	18,885	11,063

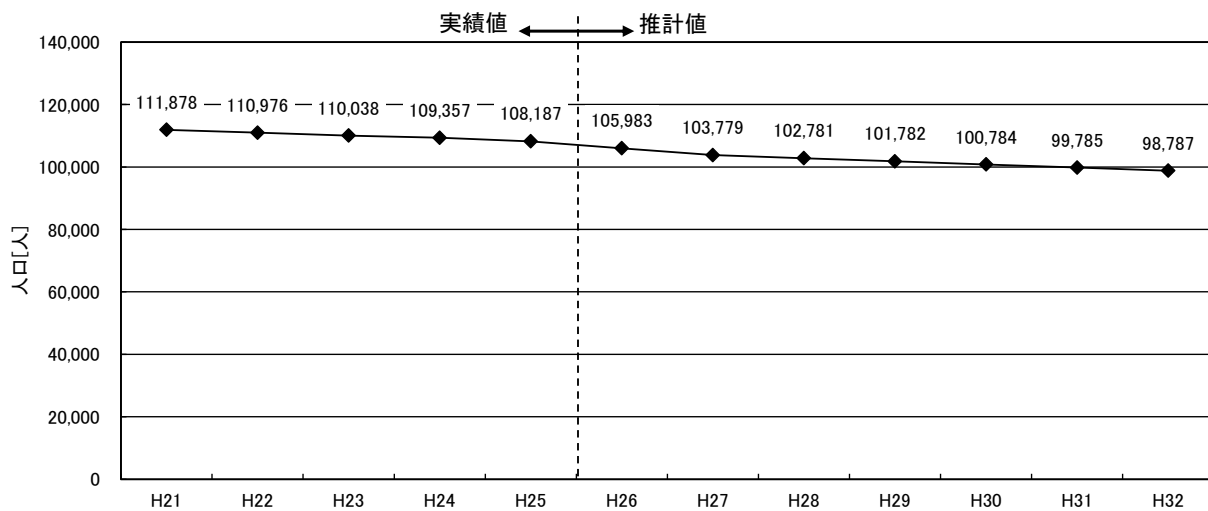
※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した（様式1 添付資料2に示す）。

## 5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

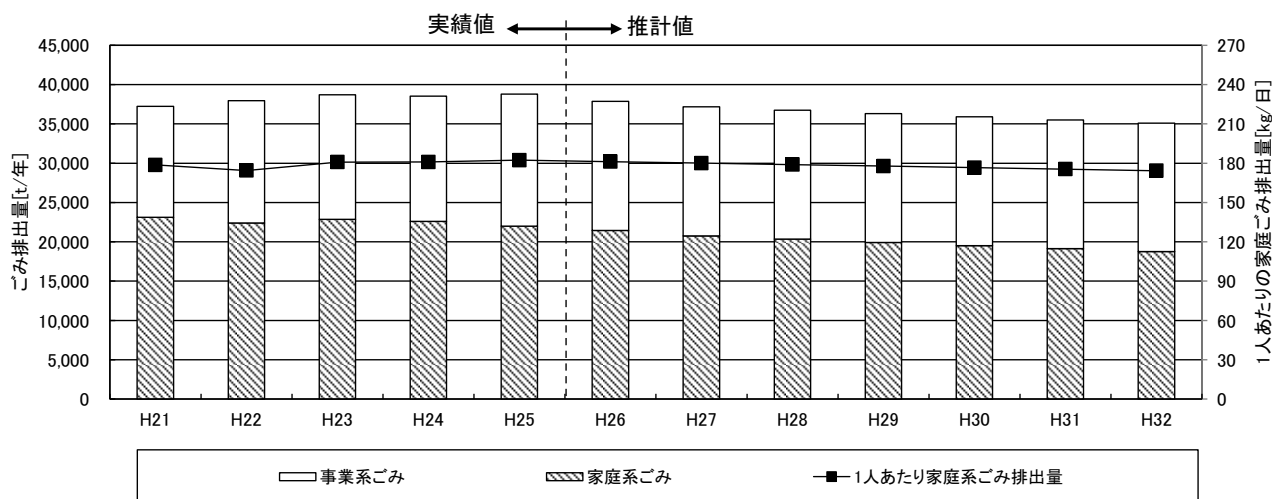
施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	倉吉市	287	997	H1. 4	50	180	H32	
	湯梨浜町	3	22	H16. 10	2	6	H32	
	三朝町	163	472	H9. 4	28	97	H32	
	琴浦町	30	126	H12. 4	10	31	H32	
	北栄町	36	112	H11. 4	25	70	H32	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(様式1 添付資料5に示す)

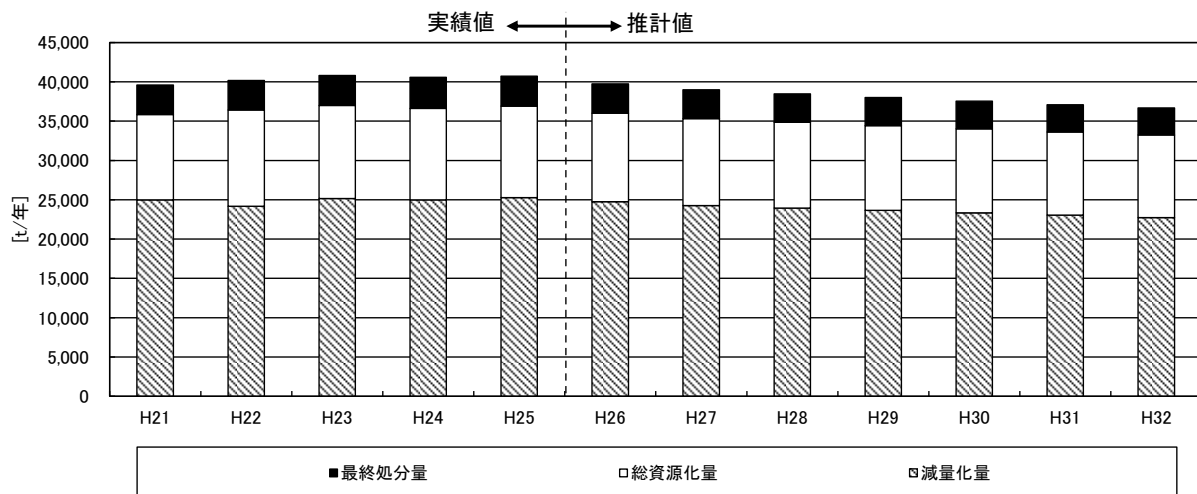
様式1 添付資料1 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（ごみ）



人口のトレンドグラフ

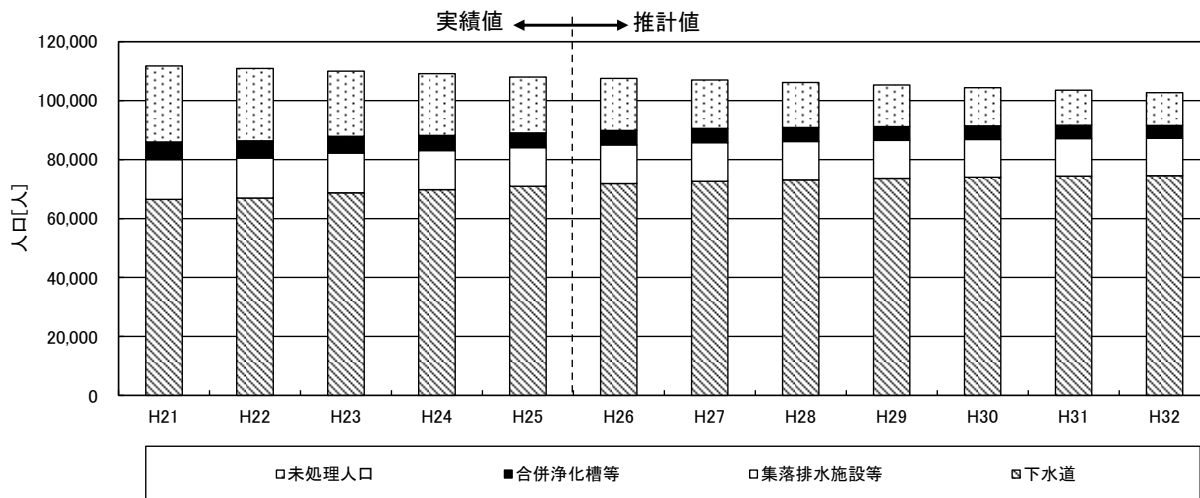


ごみ排出量の指標に関するトレンドグラフ

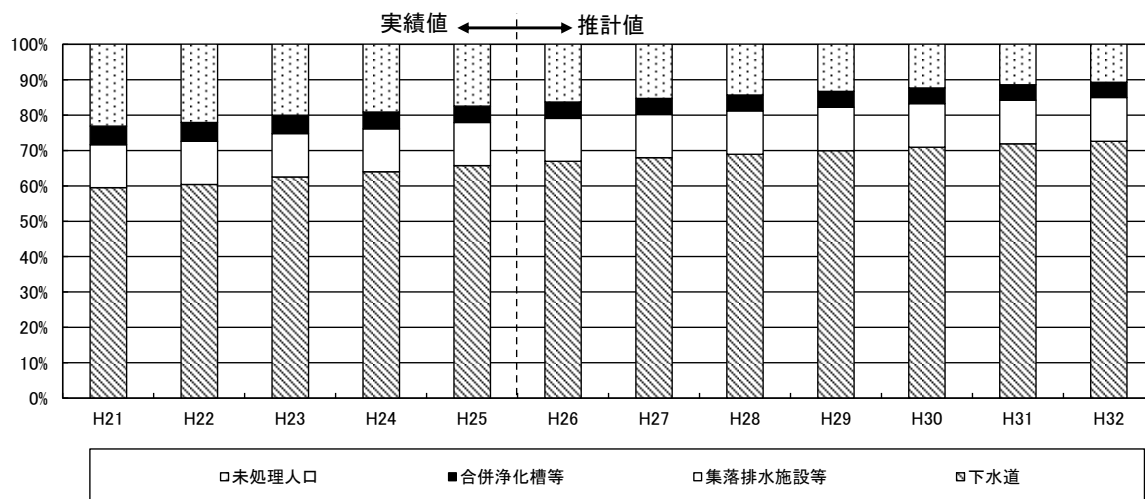


減量化量、総資源化量、最終処分量の指標に関するトレンドグラフ

様式1 添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（生活排水）

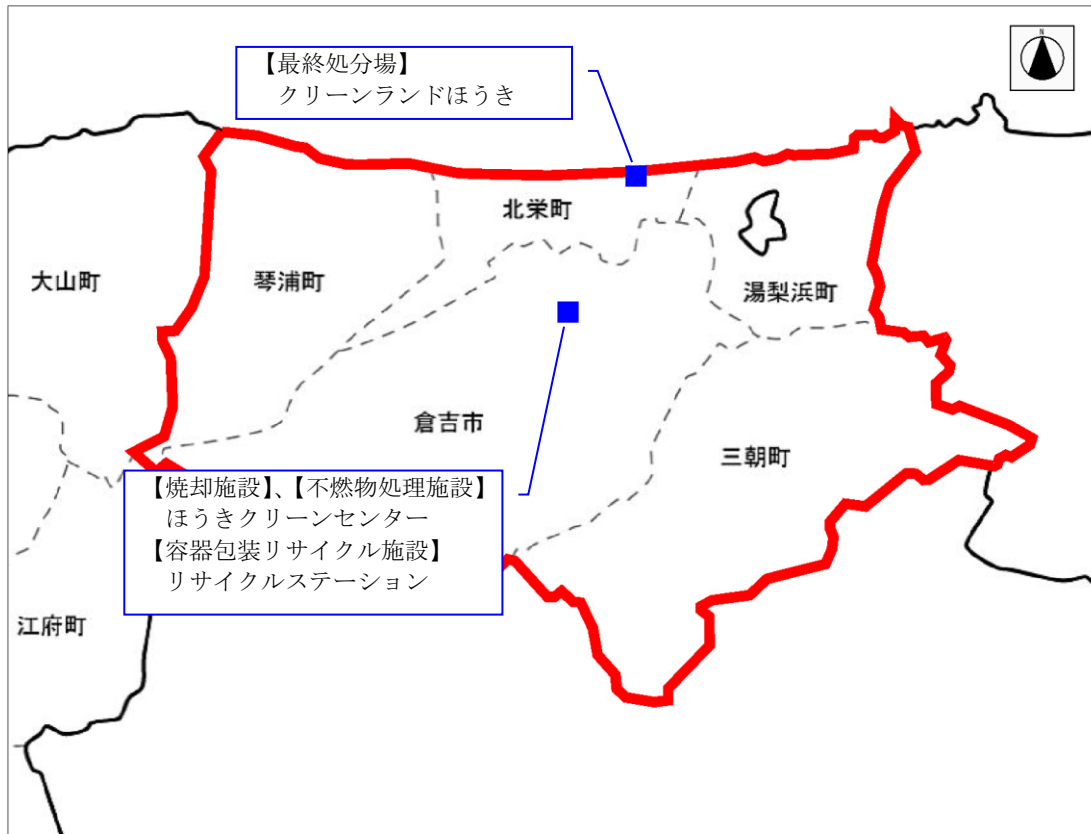


生活排水処理人口の推移

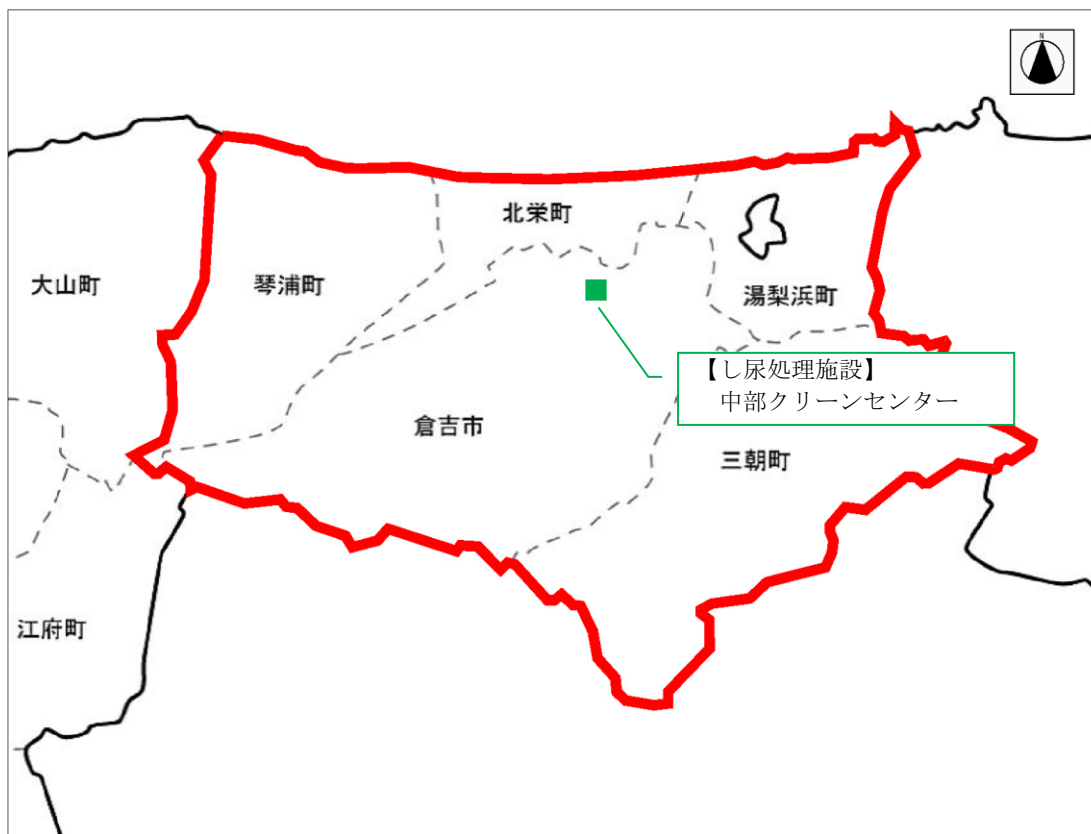


生活排水処理形態別 人口構成比の推移

様式1 添付資料3 地域内の施設現況と予定（焼却施設、資源化施設、最終処分場）

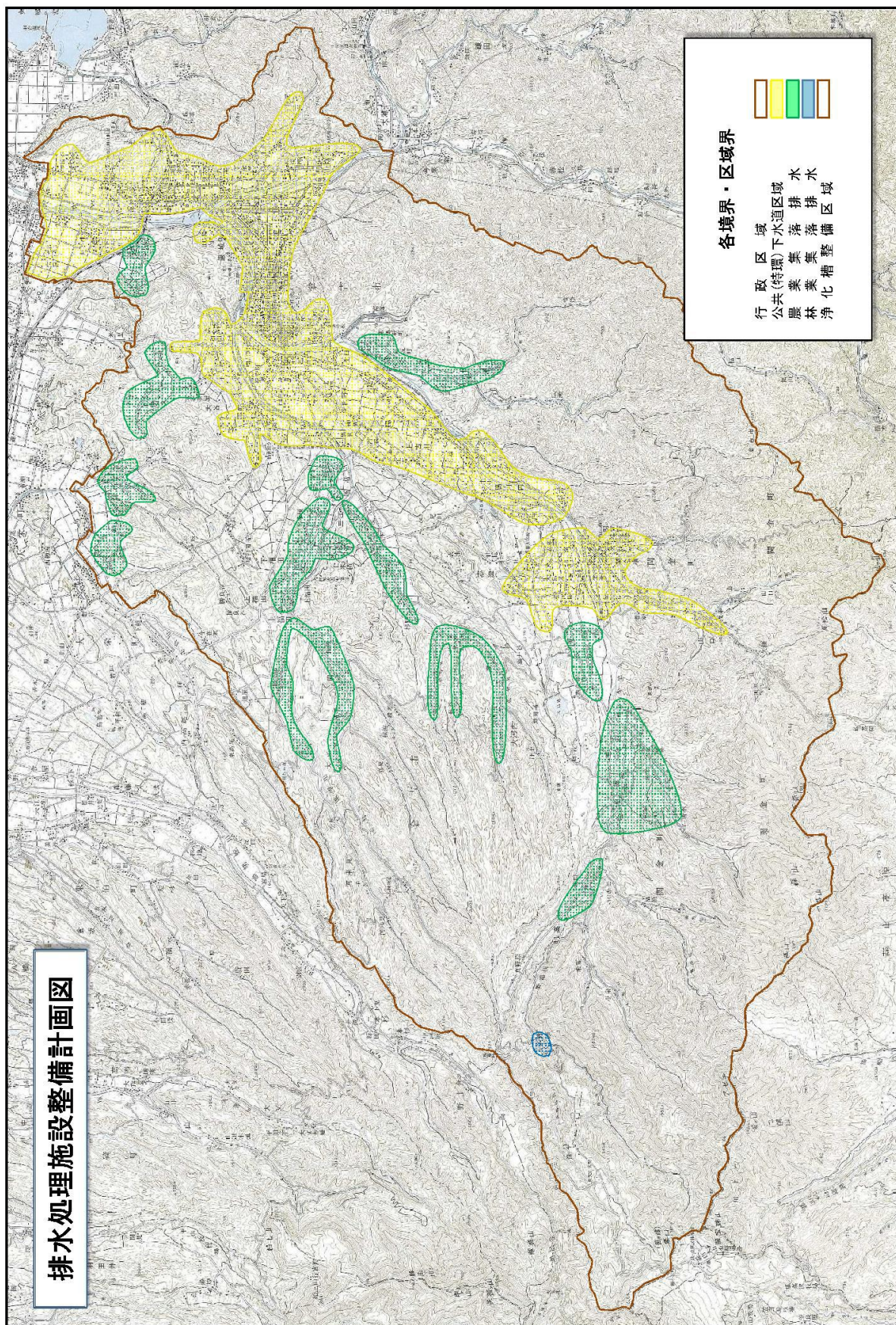


様式1 添付資料4 地域内の施設現況と予定（し尿処理施設）





様式1 添付資料5 地域内の施設現況と予定（生活排水：倉吉市）







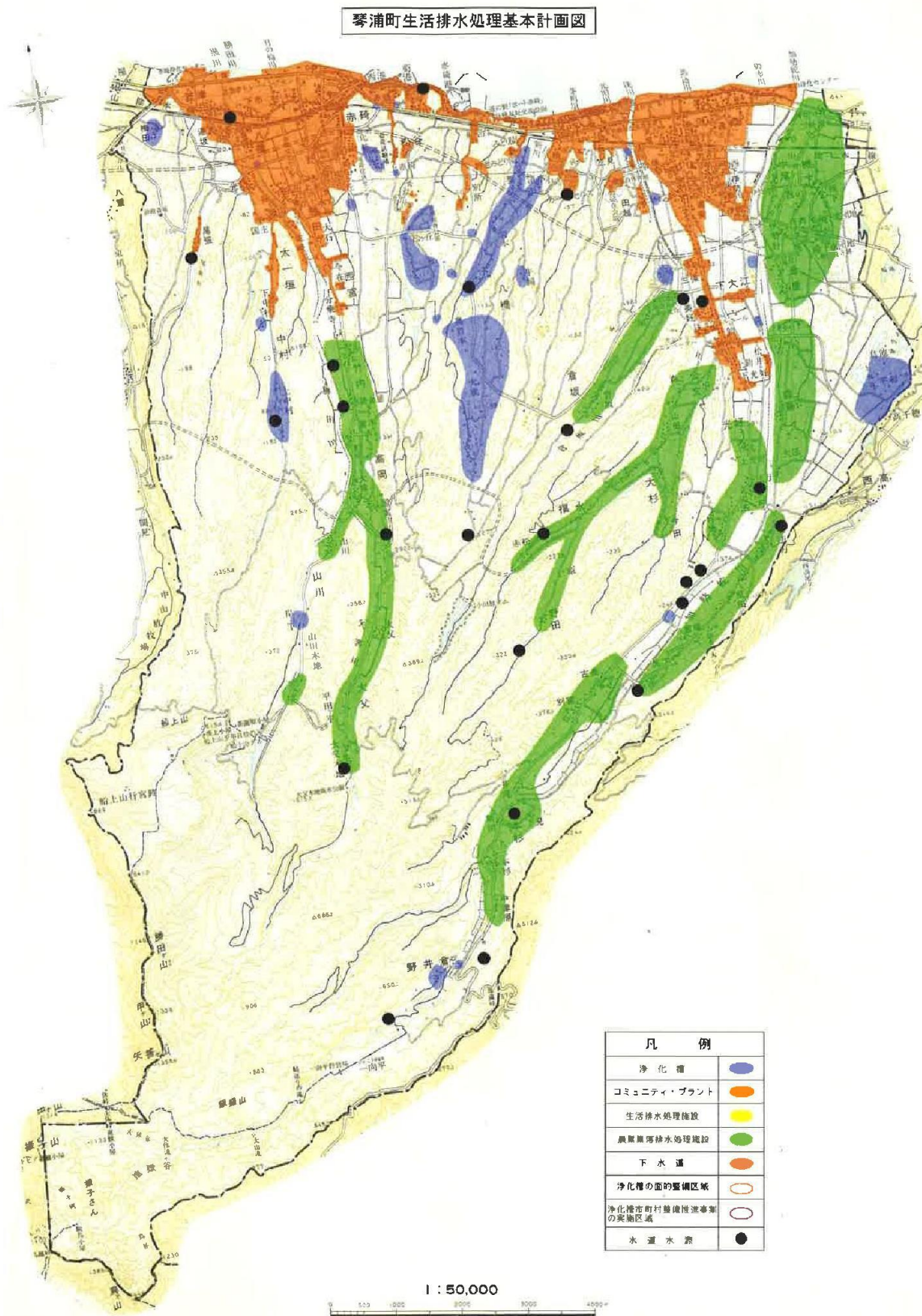


様式1 添付資料5 地域内の施設現況と予定（生活排水：三朝町）





様式1 添付資料5 地域内の施設現況と予定（生活排水：琴浦町）





様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 26 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
			単位		開始	終了	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度				
○処理施設の整備に関する事業							2,124,360	0	0	0	708,120	1,416,240	1,395,390	0	0	0	465,130	930,260		
最終処分場 (仮称)クリーンランドほうき増設事業)	1	鳥取中部ふるさと広域連合	36,000	m <sup>2</sup>	H30	H31	2,124,360	0	0	0	708,120	1,416,240	1,395,390	0	0	0	465,130	930,260		
○浄化槽に関する事業							88,345	14,880	23,610	18,653	15,549	15,653	49,619	8,460	13,369	10,077	8,812	8,901		
浄化槽設置整備事業	2	倉吉市	50	基	H27	H31	40,990	8,198	8,198	8,198	8,198	8,198	21,740	4,348	4,348	4,348	4,348	4,348		
		湯梨浜町	2	基	H27	H31	3,000	0	0	3,000	0	0	1,176	0	0	1,176	0	0		
		三朝町	28	基	H27	H31	25,493	2,868	11,702	3,641	3,641	3,641	12,781	1,292	6,290	1,733	1,733	1,733		
		琴浦町	10	基	H27	H31	7,730	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546	4,410	882	882	882	882	882		
		北栄町	25	基	H27	H31	11,132	2,268	2,164	2,268	2,164	2,268	9,512	1,938	1,849	1,938	1,849	1,938		
○施設整備に係る計画支援に関する事業							20,952	0	9,768	11,184	0	0	20,952	0	9,768	11,184	0	0		
クリーンランドほうき最終処分場増設事業に係る支援業務	31	鳥取中部ふるさと広域連合	1	式	H28	H29	16,084	0	9,768	6,316	0	0	16,084	0	9,768	6,316	0	0	0	実施設計
			1	式	H29	H29	4,868	0	0	4,868	0	0	4,868	0	0	4,868	0	0	0	0
合 計							2,233,657	14,880	33,378	29,837	723,669	1,431,893	1,465,961	8,460	23,137	21,261	473,942	939,161		



地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画					備考	
					開始	終了		H27	H28	H29	H30	H31		
発生抑制再使用の推進に関するもの	11	ア・有料化 有料化の実施及び料金改正	家庭で発生する廃棄物の発生抑制対策としてごみ袋を有料化している。	1市4町	H27	H31		対策の継続						
			一層のごみ排出量削減を図るため、粗大ごみの有料化の検討している。	1市4町	H27	H31		対策の検討						
			事業系ごみの処理を有料化している。	広域連合	H27	H31		対策の継続						
			事業系ごみの排出抑制としてごみ処理手数料の改正を検討している。	広域連合	H27	H31		対策の検討						
	12	イ・環境教育	社会科副読本の配布	倉吉市	H27	H31		対策の継続						
			こどもエコクラブの推進	1市4町	H27	H31		対策の継続						
			社会科見学等	広域連合	H27	H31		対策の継続						
	13	ウ・普及啓発	分別区分の統一	ごみの分別区分を統一し、冊子「ごみの区分と出し方」を作成。必要に応じ見直しを行っている。	1市4町 広域連合	H27	H31		対策の継続					
				統一冊子を各家庭、各事務所に配布し分別の徹底を図っている。	1市4町	H27	H31		対策の継続					
			分別収集の普及啓発	1市4町 広域連合	H27	H31		対策の継続						
			ごみ分別説明会・講習会の実施	1市4町	H27	H31		対策の継続						
			事業者啓発の推進	1市4町 広域連合	H27	H31		対策の継続						

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画					備考	
					開始	終了		H27	H28	H29	H30	H31		
発生抑制 再使用の推 進に関するもの	14	エ・助成	家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業	家庭用生ごみ処理機購入費に要する経費に対し補助金を交付している。	湯梨浜町 三朝町	H27	H31		対策の継続					
				家庭用生ごみ処理機購入補助金の導入を検討している。	琴浦町	H27	H31		対策の検討					
		ごみ集積場設置費への補助事業	各地区のごみステーション設置に要する経費に対し補助金を交付している。	1市4町	H27	H31		対策の継続						
			子ども会、婦人会等がリサイクル活動等で回収した資源ごみ量に応じて、報奨金を支出している。	1市4町	H27	H31		対策の継続						
	15	オ・マイバッグ運動・レジ袋対策	マイバッグ運動の推進 レジ袋の削減	商工会・婦人会等と協力し、マイバッグ運動を展開している。	1市4町	H27	H31		対策の継続					
				スーパー等の関係団体と協力してノーレジ袋デーを推進している。	1市4町	H27	H31		対策の継続					
				県や消費者団体と連携し、マイバッグの普及啓発に関する広報宣伝活動を実施している。	1市4町	H27	H31		対策の継続					
	16	カ・生ごみ減量	生ごみ減量への取り組み	生ごみの水切り徹底の啓発等の取り組みを実施している。	1市4町 広域連合	H27	H31		対策の継続					
				公共施設から出る生ごみの減量化対策事業を実施している。一部協力地区で生ごみ分別回収を実施している。	湯梨浜町	H27	H31		対策の継続					
	17	キ・再使用	再使用の促進	「ゆずります・ゆずってくださいコーナー」を設置し、不要物の有効利用を図っている。	北栄町	H27	H31		対策の継続					
				古本をリサイクルステーションで回収し、有効利用を図っている。	北栄町	H27	H31		対策の継続					

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要 否	事業計画					備考
					開始	終了		H27	H28	H29	H30	H31	
発生抑制 再資源化 の推進	17	キ・再使用 再使用の促進	イベント等でリターナブル食器を使用する事業者に対して補助を実施する	琴浦町	H27	H27		試験実施	対策の検討				
		再使用品の展示・抽選	廃棄物の修理・展示を行い、希望者に譲り渡しリユースを促進している。	広域連合	H27	H31		対策の継続					
	18	ク・再生利用	インクカートリッジの回収	インクカートリッジの「里帰りプロジェクト」を実施している。	1市4町	H27	H31		対策の継続				
			廃食用油の回収	家庭、公共施設から出る廃食用油を精油し、公用車等の燃料として再生利用を行っている。	倉吉市 湯梨浜町 北栄町 琴浦町	H27	H31		対策の継続				
			ペットボトルキャップの回収	家庭、公共施設等から出るペットボトルを回収し再生利用の促進を図っている。	湯梨浜町 北栄町 琴浦町	H27	H31		対策の継続				
			スチール缶とアルミ缶の分別回収	分別区分の見直しにより、スチール缶・アルミ缶の分別回収、資源化、再生利用の促進を図っている	湯梨浜町 三朝町	H27	H31		対策の継続				
			ガラスビンの分別回収	ガラスビンを分別回収し、資源化、再生利用の促進を図る。地元民間企業が再生品加工原料として引き受けている。	1市4町 広域連合	H27	H31		対策の継続				
			紙類回収	ダイレクトメール、包装紙など、新聞、雑誌、段ボール以外の紙類について資源化の啓発の取り組みを進めている。	1市4町	H27	H31		対策の継続				
	直接搬入者に対して分別を指導し古紙類の回収を行い再生利用の促進を図っている。	広域連合		H27	H31		対策の継続						
	マテリアリサイクルの推進	希少金属が含まれる入れ歯の回収を行いマテリアリサイクルの推進を図っている。	倉吉市 琴浦町	H27	H31		対策の継続						

地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考	
					開始	終了		H27	H28	H29	H30	H31		
発生抑制・再使用の推進に関するもの	18	ク・再生利用 マテリアルリサイクルの推進	割り箸の回収を行いマテリアルリサイクルの推進を図っている。	北栄町	H27	H31		対策の継続						
			小型家電を回収し、マテリアルリサイクルの推進を図っている。	各市町 広域連合	H27	H31		対策の継続						
		リサイクルステーションの設置	北栄町	H27	H31		対策の継続							
処理体制の構築、変更に関するもの	21	焼却灰リサイクルの推進	最終処分量を削減するため、焼却灰のリサイクルを検討する。	広域連合	H27	H31		対策の検討						
処理施設の整備に関するもの	1	(仮称)クリーンランドほうき増設事業	建設工事等	広域連合	H30	H31	○						建設工事	
	2	浄化槽設置整備事業	浄化槽設置	各市町	H27	H31	○	事業実施						
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	クリーンランドほうき最終処分場増設事業に係る支援業務	実施設計 発注仕様書作成	広域連合	H28	H29	○						計画支援	
			生活環境影響調査	広域連合	H29	H29	○						計画支援	
その他	41	ごみ減量推進員等の設置	行政と住民をつなぐ地域の指導者として各地区にごみ減量推進員等を設置する。	倉吉市 湯梨浜町 北栄町 琴浦町	H27	H31		対策の継続						
	42	環境パトロール	代表者等が委託収集車に同行し、家庭ごみ分別・排出実態を調査する。	1市4町 広域連合	H27	H31		対策の継続						
	43	スプレー缶の適正処理の推進	スプレー缶等の穴あけ徹底、「缶」の日に輩出の徹底等の対策により、リサイクルセンターでの破砕機爆発を防ぐ。	1市4町 広域連合	H27	H31		対策の継続						



地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画					備考
					開始	終了		H27	H28	H29	H30	H31	
その他	44	不法投棄対策	不法投棄の早期発見、未然防止のため、パトロール等の強化により、廃棄物の適正処理を推進する。	1市4町	H27	H31		対策の継続					
	45	一斉美化活動	年1~2回程度の頻度で、市内の美化清掃（ごみ拾い）を行う。	1市4町	H27	H31		対策の継続					
	46	廃家電等のリサイクルに関する啓発	適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。	1市4町	H27	H31		対策の継続					
			廃家電のリサイクルに関する関連施設のパトロールを行い、廃家電の適正処理を推進している。	倉吉市	H27	H31		対策の継続					
	47	災害時の廃棄物に関する事項	災害時に発生する廃棄物処理方針、仮置き場の設置等	1市4町	H27	H31		対策の継続					
廃棄物処理業者と協定を結び、災害時の廃棄物の円滑な処理を推進している。			1市4町 広域連合	H27	H31		対策の継続						
48	東郷池水質浄化に関する取り組み	東郷池の水質浄化に関する環境保全活動を推進している。	湯梨浜町	H27	H31		対策の継続						

## 施設概要(最終処分場系)

都道府県名 鳥取県

(1) 事業主体名	鳥取中部ふるさと広域連合		
(2) 施設名称	(仮称) クリーンランドほうき増設事業		
(3) 工期	平成 30 年度 ～ 平成 31 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 : 279,000 m <sup>2</sup>	埋立面積 : 10,000 m <sup>2</sup>	埋立容量 : 36,000 m <sup>3</sup>
(5) 処理開始年度及び 終了年度	埋立開始 : 平成 32 年度 埋立終了 : 平成 43 年度		
(6) 跡地利用計画	今後検討する		
(7) 地域計画内の役割	焼却残渣(主灰、飛灰)、不燃性残渣、し尿処理汚泥焼却残渣 の埋立処分		
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無		
(9) 事業計画額	2,124,360 千円		

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鳥取県

(1) 事業主体名	倉吉市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、既存の住宅等に浄化槽を設置するものに対し、補助を行う。
(4) 事業期間	平成27年度 ～ 平成31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3の(1)事業の対象となる地域のアに規定する「下水道事業計画区域」以外の地域であって、(ウ)水道水源の流域に該当する地域であること。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 21,740千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (180人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	20基 ( 50人分)	3基	7,040千円	13,240万円	7,040千円
6～7人槽	20基 ( 70人分)	3基	8,820千円	16,560千円	8,820千円
8～10人槽	10基 ( 60人分)	1基	5,880千円	11,190千円	5,880千円
11～20人槽	基 ( 人分)	基			
21～30人槽	基 ( 人分)	基			
31～50人槽	基 ( 人分)	基			
51人槽以上	基 ( 人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	50基 ( 180人分)	7基	21,740千円	40,990千円	21,740千円

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鳥取県

(1) 事業主体名	湯梨浜町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、既存の住宅等に浄化槽を設置するものに対し、補助を行う。
(4) 事業期間	平成27年度 ～ 平成31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3の(1)事業の対象となる地域のアに規定する「下水道事業計画区域」以外の地域であって、(ウ)水道水源の流域に該当する地域であること。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 1,176千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (6人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基 ( 人分)	基			
6～7人槽	基 ( 人分)	基			
8～10人槽	2基 ( 6人分)	基	1,176千円	3,000千円	1,176千円
11～20人槽	基 ( 人分)	基			
21～30人槽	基 ( 人分)	基			
31～50人槽	基 ( 人分)	基			
51人槽以上	基 ( 人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	2基 ( 6人分)	基	1,176千円	3,000千円	1,176千円

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鳥取県

(1) 事業主体名	三朝町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、既存の住宅等に浄化槽を設置するものに対し、補助を行う。
(4) 事業期間	平成27年度 ～ 平成31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3の(1)事業の対象となる地域のアに規定する「下水道事業計画区域」以外の地域であって、(ウ)水道水源の流域に該当する地域であること。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 12,781千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (97人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	10基 ( 15人分)	基	3,520千円	8,820千円	3,520千円
6～7人槽	13基 ( 52人分)	基	4,416千円	7,288千円	4,416千円
8～10人槽	5基 ( 30人分)	基	2,940千円	5,520千円	2,940千円
11～20人槽	基 ( 人分)	基			
21～30人槽	基 ( 人分)	基			
31～50人槽	基 ( 人分)	基			
51人槽以上	基 ( 人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	28基 ( 97人分)	基	12,781千円	25,493千円	12,781千円

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鳥取県

(1) 事業主体名	琴浦町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、既存の住宅等に浄化槽を設置するものに対し、補助を行う。
(4) 事業期間	平成27年度 ～ 平成31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3の(1)事業の対象となる地域のアに規定する「下水道事業計画区域」以外の地域であって、(ウ)水道水源の流域に該当する地域であること。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 4,410千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (31人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基 ( 人分)	基			
6～7人槽	10基 ( 31人分)	1基	4,410千円	7,730千円	4,410千円
8～10人槽	基 ( 人分)	基			
11～20人槽	基 ( 人分)	基			
21～30人槽	基 ( 人分)	基			
31～50人槽	基 ( 人分)	基			
51人槽以上	基 ( 人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	10基 ( 31人分)	1基	4,410千円	7,730千円	4,410千円

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鳥取県

(1) 事業主体名	北栄町
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、既存の住宅等に浄化槽を設置するものに対し、補助を行う。
(4) 事業期間	平成27年度 ～ 平成31年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3の(1)事業の対象となる地域のアに規定する「下水道事業計画区域」以外の地域であって、(ウ)水道水源の流域に該当する地域であること。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 9,512千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

## ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (70人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	17基 ( 40人分)	基	5,984千円	7,004千円	5,984千円
6～7人槽	8基 ( 30人分)	1基	3,528千円	4,128千円	3,528千円
8～10人槽	基 ( 人分)	基			
11～20人槽	基 ( 人分)	基			
21～30人槽	基 ( 人分)	基			
31～50人槽	基 ( 人分)	基			
51人槽以上	基 ( 人分)	基			
改 築	基				
計画策定調査費					
合 計	25基 ( 70人分)	1基	9,512千円	11,132千円	9,512千円

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 鳥取県

(1) 事業主体名	鳥取中部ふるさと広域連合	
(2) 事業目的	クリーンランドほうき増設のため	
(3) 事業名称	クリーンランドほうき最終処分場増設事業に係る支援業務	
(4) 事業期間	平成 28 年度 ～ 平成 29 年度	平成 29 年度
(5) 事業概要	最終処分場整備のための実施 設計及び発注仕様書作成	最終処分場整備のための生活環境影響調査
(6) 事業計画額	16,084 千円	4,868 千円